



平成 22 年 9 月 3 日
内閣府（防災担当）

平成 22 年梅雨前線による大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（岐阜県）

1. 平成 22 年梅雨前線による大雨災害について、岐阜県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

| 該当市町村 | 支援法 適用日 | 支援法 適用基準 | 住宅被害(世帯) | |
|-----------------------|------------|-----------------|----------|----|
| | | | 全壊 | 半壊 |
| 【岐阜県】 八百津町（やおつちょう） | 7月15日 | 第1条第6号 (施行令) | 2 | 3 |

注 1 上記の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1／2 について国が補助することとされている。
2. 対象となる自然災害（施行令第1条）
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（全壊 10 世帯以上などの市町村を含む都道府県が 2 以上ある場合（※1）における市町村（人口 10 万未満のものに限る）で、その自然災害により 5 以上（人口 5 万未満の市町村は 2 以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの）に該当することによる。

※1 平成 22 年梅雨前線による大雨災害では、広島県庄原市、山口県山陽小野田市において全壊 10 世帯以上等により支援法が適用されている。

※2 岐阜県においても同時発表。

| |
|-------------------------|
| 本件問い合わせ先 |
| 内閣府政策統括官（防災担当）付 |
| 参事官（災害復旧・復興担当）付 |
| 中島、藤澤 |
| TEL 5253-2111（内線 51602） |
| 3501-5191（直通） |